

ようざん会規程第2号

平成26年11月28日

社会福祉法人ようざん会役員等報酬規程及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ようざん会の法人業務に伴う理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 定款第9条第1項、定款第23条第1項、及び定款施行細則第7条第1項の定めに従い、評議員、理事、及び評議員選任・解任委員会委員の報酬については無報酬とする。

2 監事の報酬については、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は日額30,000円を支給する。

(費用弁償支給業務の種類)

第3条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時の監査
- (3) 行政機関による監査等の立会
- (4) 評議員選任・解任委員会委員による評議員選任・解任委員会への出席
- (5) 研修会等への参加及び他の施設の視察等
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償の額)

第4条 費用弁償の額は、1日につき3,000円とする。

2 前項のほか、理事長が必要と認めた場合は、社会福祉法人ようざん会旅費規程に準じた旅費を支給することができる。

(適用除外)

第5条 施設職員であって法人の役員等を兼務する者については、この規程は適用しない。

(委任)

第6条 この規程に定めのない事項については、理事長が別に定める。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成26年11月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。